

情報通信科学館（仮称）整備等事業

業務要求水準書（案）

平成 13 年 12 月 14 日

香川県

目 次

本書の位置付け	1
第1 運營業務要求水準	2
1 基本的業務内容	2
2 展示等のリニューアル業務	4
3 財団との業務分担	4
4 物販施設の提案	5
5 愛称の選定	5
第2 展示等室内整備業務要求水準	6
1 施設整備の考え方	6
2 基礎要件	6
3 各室の要求性能	9
第3 維持管理業務要求水準	12
1 基本的考え方	12
2 清掃管理業務	12
3 設備機器運転管理業務	12
4 保安警備業務	12
添付資料1 財団と選定事業者の業務分担表	
添付資料2 外観パース	
添付資料3 外観パース	
添付資料4 内観パース	
添付資料5 動線図	
添付資料6 断面図	
添付資料7 4階平面図	
添付資料8 5階平面図	
添付資料9 予定工程表	
添付資料10 仕上表	

本書の位置付け

この「情報通信科学館（仮称）整備等事業業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、香川県（以下「県」という。）が情報通信科学館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）の展示等室内整備及び維持管理・運営を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の遂行について、県が選定事業者に要求するサービス水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

なお、今回公表した「情報通信科学館（仮称）整備等事業業務要求水準書（案）」は、入札公告時に入札説明書とあわせて公表する要求水準書の素案であり、早い段階から現時点の検討状況を事業者に示して積極的な意見を招請しようとするものであり、意見招請の結果を踏まえ、内容修正していくものである。

第1 運営業務要求水準

1 基本的業務内容

選定事業者は、本書で定める要求性能に基づき、独自の発想による、情報通信科学館（仮称）（以下「本施設」という。）の展示等の計画・整備、効率的な維持管理及び質の高いサービスを実現するための運営について企画立案・実施を行う。

（1）開館日及び開館時間

ア 提案

応募者は、来館者の利便性や効率的・効果的な施設の運営等を考慮し、夜間における開館等、発表や交流の場としてふさわしい開館日及び開館時間の提案を行う。

イ 事業実施

選定事業者は、自らの提案に沿って運営するが、県と協議のうえ、来館者のニーズに応じた変更ができるものとする。

（2）各ゾーンの運営の基本的考え方

ア 本施設のゾーン構成

ゾーン	備えるべき機能
ミュージアムゾーン	・情報化に関する理解を楽しみながら深めることができる機能 ・親子で情報機器操作を体験し、情報機器に慣れ親しむことができる機能
アカデミーゾーン	・気軽に受講できる講座等により、情報リテラシーを高めることができる機能 ・情報化関連書籍や地域映像作品等の閲覧ができ、情報化に関する基礎的な相談もできる機能
コミュニケーションゾーン	・優れた映像作品の鑑賞や最新の映像技術を体験できる機能 ・県民に発表の場を提供したり、情報化関連の各種交流イベント等を開催できる機能
管理諸室	・サービス機能（受付、トイレ等） ・管理機能（事務室、倉庫、会議室等）

イ 施設整備及び運営内容の提案

応募者は、各ゾーンの備えるべき機能を踏まえたうえで、「第2 展示等室内整備業務要求水準」に定める要求性能に基づき、独自の創意工夫を加えた、室内整備・運営内容に関する提案を行う。なお、提案条件等の必要な事項については、意見招請の結果を踏まえ、入札説明書等の公表時において明らかにする。

ウ 事業実施

選定事業者は、「第2 展示等室内整備業務要求水準」及び「第3 維持管理業務要求水準」に定める要求性能並びに提案内容に基づき、各ゾーンの展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等の設計・施工、維持管理・運営を実施する。なお、来館者等のニーズに応じ、県と協議のうえ、内容を変更していくことができることとする。

エ 留意事項

(ア) ミュージアムゾーンについては、サンポート高松の賑わいのある街づくりに寄与するための集客の工夫に特に配慮すること。

(イ) アカデミーゾーンの備えるべき機能のうち、「気軽に受講できる講座等により、情報リテラシーを高めることができる機能」を担うゾーンの運営は、財団法人香川情報化推進機構（以下「財団」という。）が行うこととしているので、「3 財団との業務分担」を踏まえ、提案を行うこと。

また、財団が運営を行うゾーンを財団が利用していない時間帯は、情報関連企業・県民等からの貸出希望に応じて、貸出業務を行うこととする。

(ウ) コミュニケーションゾーンの備えるべき機能のうち、「優れた映像作品の鑑賞や最新の映像技術を体験できる機能」を担うゾーンにおいては、県が所有する映像、選定事業者が制作したプログラム、レンタルプログラム等を無料で上映することを基本とするが、県民等からの貸出希望に応じ、貸出業務を行うこととする。

また、その他のコミュニケーションゾーンについても、たとえば、ビジネスショーなどの情報化関連イベントの開催や、県民の発表会などの交流イベント開催のためのスペースとして貸し出すことができる。

貸出を行う場合にあっては、本施設の整備目的の達成に寄与するよう、貸出利用の促進のための募集活動等に努めること。

(3) 施設利用支援に関する基本的考え方

選定事業者は、アカデミーゾーン及びコミュニケーションゾーンの貸出部分に関する受付及び使用料の徴収並びに本施設の利用案内を行う。

ア 来館者数把握方法の提案

応募者は、本施設による賑わい創出状況を把握するための、来館者数把握の方法を提案する。

イ 貸出受付の実施

選定事業者は、借受者が円滑な活動ができるよう、貸出手続・支援（鍵の授受、利用ガイダンス等）を行うが、県と協議のうえ、借受者のニーズに対応して受付体制を変えていくことができる。

なお、開館前の問合せ等への対応も行うこと。

ウ 使用料の徴収

選定事業者は、アカデミーゾーン及びコミュニケーションゾーンの一部をスペースとして貸し出す場合の料金（使用料）の徴収を行うが、県と協議のうえ、借受者のニーズに対応して方法を変えていくことができる。

エ 利用案内情報の提供

(ア) 情報提供システムの提案

応募者は、本施設の利用状況や各種の情報を知らせる案内表示システムを設ける等、来館者の館内移動や利便性に配慮した情報提供の仕組みを提案する。

(イ) 情報提供の実施

選定事業者は、自らの提案した情報提供システムを整備し、適切に運営するが、来館者のニーズに対応し、柔軟にシステムを変えていくことができる。

2 展示等のリニューアル業務

(1) 利用促進につながるリニューアルの必要性

選定事業者は、本施設の事業目的を踏まえ、本施設が陳腐化することを回避し、集客能力の高い施設として運営しつづけるため、展示等のリニューアルを実施することとする。ただし、内壁の移動など県の所有権に係る部分については県との協議を要する。

(2) 具体的なリニューアル方法の提案

応募者は、自らの創意工夫、ノウハウを活用し、リニューアルに対する考え方、リニューアルの頻度及び実施時期、リニューアル項目並びにリニューアル費を提案する。

なお、リニューアル実施時の県との協議方法、県によるリニューアル費の支払い方法、県によるモニタリング、その他の必要な事項については、意見招請の結果を踏まえ、入札説明書等の公表時において明らかにする。

3 財団との業務分担

(1) 財団の概要

財団法人香川情報化推進機構は、情報化に関する普及啓発、人材育成等を行うことにより、県内の調和のとれた情報化を推進し、県民福祉の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成8年5月に設立された。

なお、詳細は財団ホームページ (<http://www.kagawa-net.org>) を参照のこと。

(2) 財団の専有使用部

財団は、「気軽に受講できる講座等により、情報リテラシーを高めることができる機能」を担うためのゾーン及び当該付属倉庫、本施設4階の財団事務室、サーバー室並びに会議室を専有使用する。ただし、会議室は、財団が使用していないときは、選定事業者が使用できるものとする。また、サーバー室は、財団専有使用部に整備する情報関係機器・システム用のサーバー設置の空きスペースを、選定事業者が自らのサーバー設置のために使用できるものとする。

(3) 財団専有使用部に係る選定事業者の業務

選定事業者は、「添付資料1 財団との業務分担表」に従い、財団専有使用部に係る業務を行う。

なお、財団専有使用部に係る選定事業者の業務に対する対価は、県から支払われるサービス料に含まれる。

選定事業者の主な業務は、次のとおりである。

ア 室内整備内容の提案

応募者は、財団専有使用部の整備目的及び機能を踏まえ、「添付資料1 財団

との業務分担表」及び「第2 展示等室内整備業務要求水準」に定める要求性能に基づき、独自の創意工夫を加えた、室内整備に関する提案を行う。

イ 事業実施

選定事業者は、「第2 展示等室内整備業務要求水準」及び「第3 維持管理業務要求水準」に定める要求性能並びに提案内容に基づき、財団専有使用部の情報関連機器・システム、什器・備品等の設計・施工、維持管理を実施する。

4 物販施設の提案

応募者は、本施設の整備目的を逸脱しない範囲で物販施設を提案することができる。なお、現時点では、来館記念品程度の品目をワゴンショップ程度の規模で販売することを想定している。

提案条件等の必要な事項については、意見招請の結果を踏まえ、入札説明書等の公表時において明らかにする。

5 愛称の選定

施設名称が施設のイメージ形成や集客などに関わりが深いことから、利用者が親しみを覚えるような愛称を定めることとする。

選定事業者は、本施設のPRを兼ね、一般からの愛称募集を行うか、又は、選定事業者自らが提案するかを選択し、県と協議のうえ、愛称を選定する。

第2 展示等室内整備業務要求水準

1 施設整備の考え方

本施設の建築躯体、内部間仕切、仕上工事及び電気、機械等各種設備工事（以下、本体工事という。）は、現在進行中のシンボルタワー（仮称）建築工事により整備される予定である。

したがって、応募者は、「2 基礎要件」を前提に、「3 各室の要求性能」に沿った、かつ本体工事に含まれる仕上げ・設備を活用した、展示等室内整備についての創意工夫のある提案を行う。

なお、本施設の設計、整備にあたっては、次に掲げる事項について、シンボルタワー関係者との調整が必要になる。

- ・本施設の設計内容についての協議
- ・本施設の整備時期（工事工程）の調整
- ・仮設計画、搬入計画等の調整
- ・安全管理への協力
- ・各種完了検査への協力

2 基礎要件

本体工事として整備される仕様を、本事業の基礎要件として以下に示す。

（1）所在地

香川県高松市浜ノ町1番269

サンポート高松内シンボルタワー（仮称）高層棟4階及び5階部分

なお、サンポート高松の概要については、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/sunport/plan1.htm>）を参照のこと。

（2）シンボルタワー規模

階数 : 地下2階、地上30階、塔屋1階（高層棟）

地下2階、地上7階、塔屋1階（低層棟）

敷地面積 : 13,051.18 m²

建築面積 : 10,603.49 m²

総延床面積 : 102,929.50 m²

なお、シンボルタワーの外観及び詳細は「添付資料2 外観パース」、「添付資料3 外観パース」及び「添付資料6 断面図」を参照のこと。

（3）動線計画

来館者は、多目的広場、駅前広場及び地下駐車場より、ギャラリー・オーリーブタワー等のオープンスペースを経由し、階段、エスカレーター、エレベーターによって、4階コミュニケーションデッキ・エレベーターホールより本施設内へ入館する。また、職員は、ビル共用エレベーターにより本施設バックヤード内へ直接入館できる。非常時の避難については、特別避難階段により、2方向避難が確保されている。

なお、詳細については「添付資料5 動線図」を参照のこと。

(4) 高層棟4階及び5階面積

シンボルタワー高層棟4階及び5階部分の床面積は、次のとおりである。

高層棟4階	本施設専有部分	1,614.32 m ²	} 本事業対象部分
	香川県専有部分内共有部分	57.93 m ²	
	県・市・民間共有部分	116.30 m ²	
高層棟5階	本施設専有部分	1,715.06 m ²	
	香川県専有部分内共有部分	57.93 m ²	
	県・市・民間共有部分	116.30 m ²	
4・5階計	本施設専有部分	3,329.38 m ²	
	香川県専有部分内共有部分	115.86 m ²	
	県・市・民間共有部分	232.60 m ²	
総計		3,677.84 m ²	

なお、所有区分は「添付資料7 4階平面図」、「添付資料8 5階平面図」を参照のこと。

(5) フロア別の設備諸元

本施設には、本体工事により、次に掲げる設備が供給される。

ア 空調設備

- ・ 4階...TOTAL空調負荷：冷房負荷 フロア最大 181kW
暖房負荷 フロア最大 111kW
- ・ 5階...TOTAL空調負荷：冷房負荷 フロア最大 189kW
暖房負荷 フロア最大 103kW

イ 電気設備

- | | | | |
|--------------|-------|---|--------------------------------|
| ・ 4階...動力負荷： | 1系統 - | 3 | 3 W400V 14.1kW |
| | | 3 | 3 W200V 3.3kW (防火シャッター-用一般回路) |
| | 2系統 - | 3 | 3 W400V 13.9kW |
| | | 3 | 3 W200V 14.1kW (防火シャッター-用一般回路) |
| <hr/> | | | |
| 4階計： | | 3 | 3 W400V 28.0kW |
| | | 3 | 3 W200V 4.4kW |
| <hr/> | | | |
| ・ 5階...動力負荷： | 1系統 - | 3 | 3 W400V 11.3kW |
| | | 3 | 3 W200V 1.1kW (防火シャッター-用一般回路) |
| | 2系統 | 3 | 3 W400V 23.4kW |
| | | 3 | 3 W200V 1.65kW (防火シャッター-用一般回路) |
| <hr/> | | | |
| 5階計： | | 3 | 3 W400V 34.7kW |
| | | 3 | 3 W200V 2.75kW |

・ 4 階...電灯コンセント負荷：

1 系統 -	1	3 W210/105 V	67.9kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	11.4kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.02kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	1.06kVA (非常照明蓄電池回路)
2 系統 -	1	3 W210/105 V	49.1kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	8.4kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.055kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	0.60kVA (非常照明蓄電池回路)
<hr/>			
4 階計：	1	3 W210/105 V	117.0kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	19.8kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.075kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	1.66kVA (非常照明蓄電池回路)

・ 5 階...電灯コンセント負荷：

1 系統 -	1	3 W210/105 V	51.1kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	8.5kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.02kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	1.32kVA (非常照明蓄電池回路)
2 系統 -	1	3 W210/105 V	74.3kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	12.3kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.04kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	0.48kVA (非常照明蓄電池回路)
<hr/>			
5 階計：	1	3 W210/105 V	125.4kVA (一般回路)
	1	3 W210/105 V	20.8kVA (発電機回路)
	1	2 W105 V	0.06kVA (誘導灯発電機回路)
	1	2 W105 V	1.8kVA (非常照明蓄電池回路)

・ その他

4 階...サーバー室用電灯動力負荷： 3 3 W200 V 10.0kW

5 階...ゾーン 5 - D 調光盤用： 1 3 W210/105 V 21.5kVA

音響盤用： 1 3 W210/105 V 5.0kVA

EV-a13 用動力負荷： 3 3 W400 V 6.0kW

ウ 昇降設備

(共用)

- ・ EVa8 …… 非常用エレベーター (30 人乗)
- ・ EVa9 …… ビル用エレベーター (人荷用 24 人乗)
- ・ EVa10 …… ビル用エレベーター (乗用 20 人乗)
- ・ EVa11,12 …… 来客用エレベーター (シースルータイプ 20 人乗)
- ・ ESCa3,4 …… ビル用エスカレーター (W = 1,200)

(本施設専用)

- ・ EVa13 …… 専用エレベーター (乗用 15 人乗)
- ・ ESCa1,2 …… 専用エスカレーター (W = 1,200)

(6) 全体工程

本体工事は、平成 13 年 7 月に着工し、平成 16 年 2 月竣工の予定で、工程通り推移している。本施設が設置される高層棟 4、5 階については、平成 15 年 2 月頃より内装工事に着手する予定である。

なお、詳細は「添付資料 9 予定工程表」を参照のこと。

3 各室の要求性能

各ゾーンの機能に基づき、主な室の要求性能を次のとおり示す。

なお、具体的イメージ等、詳細は「添付資料 4 内観パース」、「添付資料 7 4 階平面図」、「添付資料 8 5 階平面図」、「添付資料 10 仕上表」を参照のこと。

応募者は、次に掲げる要求性能を満たしたうえで、独自の創意工夫を加え、展示等室内整備内容を提案する。

ゾーン名	室名	該当室仕上表 (添付資料 10) 番号	要求性能
ミュージアムゾーン	ミュージアムゾーン A	1~5、17~21 ゾーン 4 - A ~ E 又はゾーン 5 - A ~ E に自由に配置を提案する。	・主として情報化の普及啓発のため、情報化の必要性や情報の取扱いの重要性を楽しみながら会得できる展示スペースとする。
	ミュージアムゾーン B	1~5、17~21 ゾーン 4 - A ~ E 又はゾーン 5 - A ~ E に自由に配置を提案する。	・児童とその保護者がふれあいながら、マルチメディアに慣れ親しむことができる、明るく開放的なスペースとする。

ゾーン名	室名	該当室仕上表 (添付資料10)番号	要求性能
アカデミーゾーン	アカデミーゾーンA	1~5、17~21 ゾーン4-A~E又はゾーン5-A~Eに自由に配置を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・財団運営部分。 ・気軽に受講できるマルチメディア制作講座等により、情報リテラシーを高めることができるスペースとする。 ・最低限、21台(20台+講師用1台)の研修用パソコンを備え、40人の研修が可能な設備・システムを備える。 ・プリンター、スキャナー等の周辺機器を最低2台に1台設置する。 ・パソコンOS及びアプリケーションソフトについては、財団が行う研修に支障が生じないように、速やかに最新のものに更新等を行うこと。
	アカデミーゾーンB	1~5、17~21 ゾーン4-A~E又はゾーン5-A~Eに自由に配置を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化関連書籍や地域映像作品等の閲覧ができ、情報化に関する基礎的な相談(ヘルプデスク)もできるスペースとする。 ・インターネットアクセス及び、各種ソフトの試用が可能となる端末を設置し、各種データベース、地域映像作品の閲覧、各種ソフトの試用が可能なシステムを構築する。 ・その他情報通信関連書籍を収めるラック、机、椅子等を整備する。
コミュニケーションゾーン	コミュニケーションゾーンA	1~5、17~21 ゾーン4-A~E又はゾーン5-A~Eに自由に配置を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた映像作品の鑑賞、講演会・セミナーの開催等とともに、例えば大型映像装置を活かしたアマチュアの映像作品の出展など、県民・企業・大学等の発表や活動が可能な情報関連機器・システム、什器・備品を整備する。
	コミュニケーションゾーンB	1~5、17~21 ゾーン4-A~E又はゾーン5-A~Eに自由に配置を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に発表の場を提供したり、情報化関連の各種交流イベント等を開催するなど、主として情報化による集いと交流の機能を担うスペースとする。
管理諸室	控室	6	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションゾーンBを利用する場合の控え室等として利用する。 ・テーブル・椅子等を整備する。
	サーバー室	7	<ul style="list-style-type: none"> ・財団使用部分。 ・財団使用の事務用OA機器のためのサーバー設置スペースとする。 ・選定事業者の必要に応じて、全館の業務用サーバーを設置することができる。

ゾーン名	室名	該当室仕上表 (添付資料10)番号	要求性能
管理諸室	会議室	8	<ul style="list-style-type: none"> ・財団使用部分。 ・それぞれ最大15人程度の会議が可能とし、部屋の間仕切りを取った場合は、最大30人程度の会議が可能とする。 ・スクリーンとプロジェクターを備え、プレゼンテーションできる機能を有すること。 ・スクリーンとプロジェクターは、外部への貸出も可能な形態とする。
	財団事務室	9	<ul style="list-style-type: none"> ・財団使用部分 ・財団の事務スペースとする。
	コインロッカー	10	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン式コインロッカー等を設置し、来館者の荷物等を保管できるスペースとする。
	待機基地	11、27	<ul style="list-style-type: none"> ・受付職員の待機スペースとする。
	事務室	22	<ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者の事務スペースとする。必要備品等は事業者の提案によるが、職場環境と作業効率の向上に配慮する。
	控室	23	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションゾーンA利用時の準備用スペースとする。
	更衣室	24	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用ロッカー等を整備する
	赤ちゃんルーム	25	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児への授乳等のためのスペースとする。
	男子便所 女子便所 身障者便所 倉庫	12、28、33～37	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の性格上、児童や身体障害者を含む不特定多数の使用を想定し、十分なスペースを確保するとともに、必要な備品を整備する。

第3 維持管理業務要求水準

1 基本的考え方

(1) 業務対象及び費用負担

本施設の建築・設備等の維持管理業務は、ビル管理側で行う。

選定事業者は、自らが調達・設営した展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等を対象として、維持管理業務を行う。業務については、初期性能を維持し、サービスの提供に支障がないよう、良好な状態に保つものとする。

また、財団専有使用部分を含む電気・空調・水道等の費用及び清掃費・警備費等のビル共益費の負担については入札公告時に公表する。

(2) 修繕・リニューアル業務

ア 経常修繕

展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等について、損耗、劣化及び破損又は故障が日常的な点検により発見された場合、その都度、損なわれた機能を回復させるため、修繕・補修を行う。

イ リニューアル

運営・維持管理の期間（10年間）について、展示内容の陳腐化を防ぐため、展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等を計画的にリニューアルを実施する。

2 清掃管理業務

(1) 業務対象

選定事業者が調達・設営した展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等とする。

(2) 業務内容

清掃管理業務については、良好な環境、美観の維持はもとより、展示及び情報関連機器・システム、什器・備品等の健全なる保全を図る。

清掃箇所の状況をふまえ、日常清掃と定期清掃を組み合わせで行う。また、ビル管理側の清掃管理業務に支障のある場合、随時、連絡・調整を行う。

3 設備機器運転管理業務

(1) 業務対象

本施設に選定事業者により設置された、展示及び情報関連機器・システム・什器・備品等を対象とする。

(2) 業務内容

施設の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に使用できる良質な環境を提供するため、确实、安全、有効に運転・監視・点検・対応を行う。業務は大別して、運転・監視業務、日常巡視点検業務、定期点検・測定・整備業務、図面・記録保管からなる。また、ビル側の設備機器に支障が生じた場合、直ちにビル管理側に連絡・調整する。

4 保安警備業務

(1) 業務対象

対象範囲は本施設内とする。

(2) 業務内容

施設内安全確認と秩序、規律を維持し、防犯、防火、防災に対する業務を行う。また、常にビ

ル管理側の保安警備体制との連携を図る。